



# 埼玉県報

第494号  
令和6年(2024年)  
3月1日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則(共助社会づくり課)
- 消防法施行細則の一部を改正する規則(消防課)

### 告示

- 救急病院等の申出(医療整備課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 令和6年度前期技能検定の実施(産業人材育成課)
- 令和6年度前期技能検定の実技試験受検手数料減額(産業人材育成課)
- 令和6年度随時実施技能検定の実施(産業人材育成課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築安全課)
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示(建築安全課)
- 所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道の変更認可(下水道事業課)
- 令和5年度埼玉県立特別支援学校3校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示(ICT教育推進課)
- 県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始(北本県土整備事務所)
- 県道鴻巣桶川さいたま線の占用を制限する区域の指定(北本県土整備事務所)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)
- 職員団体の登録の取消し(任用審査課)

### 正誤

- 埼玉県告示第838号中訂正(用地課)

## 規 則

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物（次号及び次条において「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号及び次条において同じ。）」に改め、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十一条中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

消防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五号

消防法施行細則の一部を改正する規則

消防法施行細則（昭和五十一年埼玉県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中「㊦」を「㊧」に改める。

様式第十号から様式第十三号までの規定中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の消防法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 告示

## 埼玉県告示第百六十六号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和六年二月二十八日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和六年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
戸田市立市民医療センター	埼玉県戸田市美女木四丁目二十番地の一	令和九年二月二十七日
医療法人あかつき会はとがや病院	埼玉県川口市坂下町四丁目十六番二十六号	同右
医療法人社団草芳会三芳野病院	埼玉県入間郡三芳町大字北永井八百九十番六	同右
みくに病院	埼玉県春日部市下大増新田九十七番地一	同右
医療法人社団全仁会東都春日部病院	埼玉県春日部市大畑六百五十二番地七	同右
医療法人財団健和会みさと健和病院	埼玉県三郷市鷹野四丁目四百九十四番一号	同右
医療法人社団愛友会三郷中央総合病院	埼玉県三郷市中央四丁目五番地一号	同右
医療法人社団協友会越谷誠和病院	埼玉県越谷市谷中町四丁目二十五番地五	同右
医療法人社団協友会彩の国東大宮メディアカルセンター	埼玉県さいたま市北区土呂町千五百二十二番地	同右
医療法人川久保病院	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町二十九番十八号	同右

増田外科医院	埼玉県さいたま市北区宮原町四丁目三十九番地五	令和九年二月二十七日
埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市中央区新都心一番地二	同右
埼玉脳神経外科病院	埼玉県鴻巣市上谷六百六十四番地一	同右
こうのす共生病院	埼玉県鴻巣市上谷二千七十三番地一	同右
村越外科・胃腸科・肛門科	埼玉県鴻巣市吹上本町一丁目四番十三号	同右
医療法人康正会病院	埼玉県川越市大字山田三百二十番地一	同右
しらさき川越クリニク	埼玉県川越市上野田町三十五番四	同右
医療法人社団秀栄会所沢第一病院	埼玉県所沢市下安松千五百五十九番地一	同右
医療法人泰一会飯能整形外科病院	埼玉県飯能市東町十二番二号	同右
医療法人EMS西山救急クリニク	埼玉県加須市北小浜四百八番地	同右
医療法人徳洲会羽生総合病院	埼玉県羽生市大字下岩瀬四百四十六番地	同右
久喜メディカルクリニク	埼玉県久喜市下早見千百八十三番地一	同右
社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス東埼玉総合病院	埼玉県幸手市大字吉野五百十七番五	同右
熊谷外科病院	埼玉県熊谷市佐谷田三千八百十番地一	同右
皆成病院	埼玉県深谷市西島町三丁目十一番地一	同右
秩父市立病院	埼玉県秩父市桜木町八番九号	同右

国民健康保険町立小鹿野  
中央病院

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野三  
百番地

令和九年二  
月二十七日

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西所沢ショッピングセンター

埼玉県所沢市西所沢一丁目二番二十二号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ハードオフコーポレーション 代表取締役 山本善政

新潟県新発田市新栄町三丁目一番十三号 外 計四者

（変更後）株式会社ハードオフコーポレーション 代表取締役 山本太郎

新潟県新発田市新栄町三丁目一番十三号 外 計四者

#### ハ 変更年月日

令和五年八月三十一日 外

#### ニ 届出年月日

令和六年二月十九日

#### 二 縦覧期間

令和六年三月一日から令和六年七月一日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和六年三月一日から令和六年七月一日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第百六十八号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和六年度前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和六年三月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 実施等級別職種

##### イ 特級

なし

##### ロ 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、铸造（铸铁铸件铸造作业）、金属热处理（一般热处理作业、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作业、高周波・炎热处理作业）、機械加工（普通旋盤作業、数值制御旋盤作業、フライス盤作業、数值制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、非接触除去加工（数值制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業、真空成形作業）、石材施工（石張り作業）、酒造（清酒製造作業（二級のみ））、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

##### ハ 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、铸造（铸铁铸件铸造作业）、金属热处理（一般热处理作业、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作业、高

周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ニ 単一等級

産業洗淨（高压洗淨作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

(1) 実施期日

令和六年六月六日（木）から同年九月八日（日）までの間において、埼玉

県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

(2) 実施場所

協会が指定する場所

(3) 試験問題の公表

令和六年五月三十日（木）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

(1) 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる

日

検 定 職 種	実 施 期 日
一 三級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装、商品装飾展示及びフラワー装飾	令和六年七月十四日（日）
一 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス	令和六年八月十八日（日）

<p>加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装</p> <p>二 三級</p> <p>金属熱処理</p> <p>三 単一等級</p> <p>産業洗浄</p>	
<p>一 一級及び二級</p> <p>機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工</p>	<p>令和六年八月二十五日（日）</p>
<p>一 一級及び二級</p> <p>園芸装飾、鋳造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、酒造、タイル張り、表装及びフラワー装飾</p>	<p>令和六年九月一日（日）</p>

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を  
確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を  
証する書面又はその写し
- (4) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇―〇〇七四）

ハ 受付期間

令和六年四月三日（水）から同年四月十六日（火）まで

二 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。  
 なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。
- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

- (3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。  
 手数料

次に掲げる額の手数料を受検案内で指定する方法で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾	一万八千二百円（一万二千百円）
造園	一万八千二百円（一万二千百円）
鑄造	一万八千二百円（一万二千百円）
金属熱処理	一万八千二百円（一万二千百円）
機械加工	一万八千二百円（一万二千百円）
非接触除去加工	一万八千二百円
金属プレス加工	一万八千二百円
鉄工	一万八千二百円
建築板金	一万八千二百円
工場板金	一万八千二百円
仕上げ	一万八千二百円（一万二千百円）

化学分析	一万八千二百円（一万二千百円）
サッシ施工	一万八千二百円
内装仕上げ施工	一万八千二百円
防水施工	一万八千二百円
畳製作	一万八千二百円
タイル張り	一万八千二百円
左官	一万八千二百円（一万二千百円）
とび	一万八千二百円（一万二千百円）
建築大工	一万八千二百円（一万二千百円）
酒造	一万八千二百円
石材施工	一万八千二百円
プラスチック成形	一万八千二百円
建具製作	一万八千二百円
家具製作	一万八千二百円
婦人子供服製造	一万八千二百円
建設機械整備	一万八千二百円
鉄道車両製造・整備	一万八千二百円
産業車両整備	一万八千二百円
シーケンス制御	一万八千二百円（一万二千百円）
電気機器組立て	一万八千二百円
電子機器組立て	一万八千二百円（一万二千百円）
機械検査	一万八千二百円（一万二千百円）

表装	一万八千二百円
塗装	一万八千二百円（一万二千百円）
産業洗浄	一万八千二百円
商品装飾展示	一万八千二百円（一万二千百円）
フラワー装飾	一万八千二百円（一万二千百円）

備考 手数料の欄の（ ）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号（埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十二号金額の欄の知事が別に定める者）に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）  
三千百円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

令和六年七月十四日（日）に学科試験を実施する職種にあつては、同年八月三十日（金）に、その他の職種にあつては同年十月四日（金）に埼玉県ホームページに掲載するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十九号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第五条第二号の規定により、令和六年埼玉県告示第百六十八号（令和六年度前期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額する。

令和六年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料 九千円
- イ 三級の実技試験を受検すること。
- ロ 令和六年四月一日において二十三歳未満であること。
- ハ 実技試験受検申請日（郵送で申請する場合にあつては、消印日）において雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であること。
- ニ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないこと。
- 二 前号イ、ロ及びニに掲げる要件に該当する者（前号に規定する者を除く。）に係る手数料 四千五百円

## 告示

### 埼玉県告示第百七十号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和六年度随時実施技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和六年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 実施等級別職種

##### イ 随時二級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、  
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業、  
数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工  
（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、  
ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶  
融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立  
仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（コールドチャンネルパ  
ダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配  
電盤・制御盤組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、  
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人  
子供既製服縫製作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、家具製作（家具  
手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業）、プラスチック成  
形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作  
業）、石材施工（石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、建築大工（大工  
工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官  
作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型  
枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンク  
リート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施  
工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製  
下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、  
表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧  
塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

##### ロ 随時三級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、  
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンター作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

## ハ 基礎級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、铸造（鉄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンター作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理

(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業、コールドチャンネルダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

## 二 試験の方法

実技試験及び学科試験

## 三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

### イ 実施期日

埼玉県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日

### ロ 実施場所

協会が指定する場所

### ハ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

#### 四 受検申請の手続

イ 提出書類

技能検定受検申請書

ロ 提出先

協会

ハ 受付期間

随時

ニ 受検申請に関する注意

申請は、原則として協会が指定する電子申請により行うこと。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を協会が指定する方法により納付すること。

イ 実技試験（全職種）

一万八千二百円

ロ 学科試験（全職種）

三千百円

六 合格発表

合格者に対し合格証書を送付する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇二二―一〇―一号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字松郷百六十九の一部外三十六筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五百三十二・〇九立方メートル

浸透効果量 一・一四〇四立方メートル毎秒

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和六年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 試験の期日及び時間

##### イ 二級建築士試験

###### (1) 学科の試験

令和六年七月七日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

###### (2) 設計製図の試験

令和六年九月十五日（日）

午前十一時から午後四時まで

##### ロ 木造建築士試験

###### (1) 学科の試験

令和六年七月二十八日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

###### (2) 設計製図の試験

令和六年十月十三日（日）

午前十一時から午後四時まで

#### 二 試験会場

##### イ 二級建築士試験

###### (1) 学科の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

###### (2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

インターネットにより行うものとする。

イ 受験申込受付期間

令和六年四月一日（月）午前十時から令和六年四月十五日（月）午後四時まで

ロ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由がある場合には、令和六年四月八日（月）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

五 設計製図の試験の課題発表

イ 発表の日

令和六年六月十二日（水）頃

ロ 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

令和六年八月二十六日（月）（予定）

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)等において公表するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

令和六年八月二十六日(月) (予定)

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)等において公表するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

令和六年十二月五日(木) (予定)

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)等において公表するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

# 告 示

## 埼玉県告示第百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

令和六年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県北本市本町一丁目百十一番地

北本市長 三 宮 幸 雄

ロ 敷地の位置

埼玉県北本市石戸六丁目十四番

ハ 建築物の用途

郷土資料室

二 意見の聴取の期日

令和六年三月六日（水）

午後四時から

三 意見の聴取の場所

埼玉県北本市栄十三番地

北本市学習センター 集会室

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号で告示した所沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和六年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 施行者の名称

所沢市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和三十二年十一月十九日から令和七年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

##### イ 分流区域

##### (1) 汚水

##### (一) 収用の部分 変更なし

##### (二) 使用の部分

昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号、昭和四十八年埼玉県告示第七百一号、昭和五十年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十一年埼玉県告示第九百六十九号、昭和五十三年埼玉県告示第千五百九十二号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十四号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十七号、昭和五十七年埼玉県告示第九百三十四号、昭和六十一年埼玉県告示第千百三十四号、昭和六十二年埼玉県告示第二千三十四号、平成元年埼玉県告示第六百三十七号、平成三年埼玉県告示第六百四十五号、平成五年埼玉県告示第三百七十一号、平成八年埼玉県告示第九百六十九号、平成十三年埼玉県告示第五百十五号、平成十四年埼玉県告示第千六百十九号、平成十九年埼玉県告示第六百七号、平成二十六年埼玉県告示第千二百二十四号、平成二十九年埼玉県告示第千二百二十七号、平成三十年埼玉県告示第五百一十一号、平成三十一年埼玉県告示第二百四十四号、令和二年埼玉県告示第二百五十号及び令和五年埼玉県告示第三百八十六号の事業地のうち、林一丁目地内において事業地を変更する。

##### (2) 雨水

(一) 収用の部分  
変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号、昭和四十八年埼玉県告示第七百一号、昭和五十年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十一年埼玉県告示第九百六十九号、昭和五十三年埼玉県告示第千五百九十二号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十四号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十七号、昭和五十七年埼玉県告示第九百三十四号、昭和六十一年埼玉県告示第千三百三十四号、昭和六十二年埼玉県告示第二千三十四号、平成元年埼玉県告示第六百三十七号、平成三年埼玉県告示第六百四十五号、平成五年埼玉県告示第三百七十一号、平成八年埼玉県告示第九百六十九号、平成十三年埼玉県告示第五百十五号、平成十四年埼玉県告示第千六百十九号、平成十九年埼玉県告示第六百七号、平成二十六年埼玉県告示第千二百二十四号、平成二十九年埼玉県告示第千二百二十七号、平成三十年埼玉県告示第五百一十一号平成三十一年埼玉県告示第二百四十四号、令和二年埼玉県告示第二百五十号及び令和五年埼玉県告示第三百八十六号の事業地に、林一丁目の一部を加える。

ロ 合流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分  
変更なし

(二) 使用の部分  
変更なし

# 告 示

## 埼玉県告示第七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和5年度埼玉県立特別支援学校3校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年1月16日

4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

5 落札金額

27,702,840円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年12月12日

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月一日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

路線名	鴻巣桶川さいたま線
供用開始の区間	上尾市愛宕三丁目一七九一番二地先から同市愛宕三丁目一八〇六番一地先まで
供用開始の期日	令和六年三月一日
備考	令和四年六月十七日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一九九・六〇メートル

## 告示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和六年三月一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月一日

埼玉県北本県土整備事務所長 相原 秀行

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 鴻巣桶川さいたま線 上尾市愛宕三丁目一七九一番二地先から同市愛宕

三丁目一八〇六番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和六年三月二日

# 告 示

## 埼玉県選管告示第四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年三月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療生協さいたま生活協同組合 埼玉西協同病院	埼玉県所沢市大字中富千八百六十五番地

## 告 示

### 埼玉県人事委員会告示第一号

職員団体の登録に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第四十四号）第五条の規定による次の職員団体の登録の取消しに係る通知は、これを受けるべき者の所在が知れないので、職員団体の登録の取消しの聴聞の手續に関する規則（埼玉県人事委員会規則一二―一）第七条第二項の規定により当該通知の内容を次のとおり告示する。

なお、同項の規定により、この告示の日から十四日を経過した時に、当該通知があつたものとみなす。

令和六年三月一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

一 当該通知を受けるべき者

イ 職員団体の名称

埼玉県独立高等学校教職員組合

ロ 代表者の職名及び氏名

執行委員長 田島 高行

ハ 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番一号

二 通知の内容

主たる事務所の所在地については地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十三条第二項第三号の規定により規約に記載するものとされているにもかかわらず、昭和五十二年四月三十日以降、同条第九項及び職員団体の登録に関する条例第四条の規定による規約等の変更の届出がないまま、登録されている規約上の所在地に事務所がなく不明となっているため、地方公務員法第五十三条第六項の規定に基づき職員団体の登録を取り消す。

この処分は、同条第八項の規定により、この処分の取消しの訴えを提起することができる期間を経過した時又はこの処分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属しなくなった時に、その効力を生じる。

教示

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県人事委員会です。

ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提

起すことができなくなります。

# 正 誤

埼玉県告示第八百三十八号（令和五年七月二十八日第四百三十四号）中訂正

ページ 行

一 前から十

誤

地上レーザー測量

正

地上レーザー測量